

就学援助の申請について

広尾町では、経済的な事情等によって、小中学校への就学が困難な家庭のお子さんたちに楽しい学校生活を送ってもらうために、学校給食費・学用品費・体育実技用具費などの援助をしております。

平成27年度に就学援助を希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、4月17日（金）までに、お子さんの通っている学校（担任の先生）へ提出してください。

なお、必要に応じて民生委員が訪問することがあります。

また、現在、生活保護を受けている方は、今回、申請する必要はありませんのでお知らせします。

◎提出していただく書類

○平成27年度就学援助費認定申請書（学校1校につき1枚） ※記入漏れが無いようにして下さい。
※世帯状況及び収入状況を確認させていただきます。

◎援助を受けることのできる目安

- | | |
|---|--|
| ①現在生活保護を受けている | |
| ②前年度又は当該年度に次のいずれかの措置を受けた、又は次の理由により生活が困窮している | |
| ・生活保護の停止又は廃止を受けた | ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である |
| ・町民税が非課税又は減免を受けた | ・職業が不安定である |
| ・個人事業税又は固定資産税の減免を受けた | ・PTA会費、学級費等が免除されている |
| ・国民健康保険税の減免を受けた | ・長期療養、火災、交通事故等不慮の災害にあった |
| ・国民年金の保険料の免除を受けた | ・失業、倒産などで著しく収入減となった |
| ・児童扶養手当の支給を受けた | ・生活福祉資金の貸付を受けた |
| ③その他特別な事情により著しく生活が困窮している | |

◎次のような援助が受けられます

○新入学学用品費：	(小)	20,470円	(中)	23,550円
○学用品費：	(小) 1年生	12,970円	(中) 1年生	24,560円
	2～6年生	15,200円	2～3年生	26,790円
○体育実技用具費：	(小) 1・4年生	26,020円（スキー）	(中) 1年生	37,340円（スキー）
		11,590円（スケート）		

（学校の授業内容に合わせ、スキー又はスケート用具費を支給します。）

- ・修学旅行費：保護者が学校に納める金額。
- ・学校給食費：年間の給食費に相当する額。
- ・医療費：学校保健安全法に定められた疾病の治療に要した金額。（トラコーマ、結膜炎、白癩、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫）
- ・クラブ活動費：クラブ活動にかかる経費のうち、一律に負担すべき経費（援助額に上限があります）
- ・生徒会費：生徒会費として一律に負担すべき経費（援助額に上限があります）
- ・PTA会費：PTA活動に要する費用として一律に負担すべき経費（援助額に上限があります。）

広尾町教育委員会

（裏面へ）

●就学援助認定の基準について

就学援助については、前年の世帯の収入が一定の額以下であれば認定を受けることができます。（世帯全員の収入で計算します。）

基準となる額については世帯構成や年齢等により異なりますが、目安のケースを示しますので、参考にしてください。

前年(平成26年1月～12月)の世帯全員の収入額で計算します。(所得額ではありません)

- ・ケース1
～両親が30代で小学生が2人の場合 3, 168, 885 円以下
- ・ケース2
～両親が30代で小学生が1人の場合 2, 599, 560 円以下
- ・ケース3
～両親が40代で中学生1人、小学生1人の場合 3, 258, 885 円以下
- ・ケース4
～両親が40代で中学生が1人の場合 2, 653, 020 円以下

●就学援助のスケジュールについて

27年度のスケジュール予定です。

- ・4月17日まで 学校へ申請書を提出
- ・5月下旬 各申請者へ結果を通知（認定に協議が必要な場合は通知が遅れる場合があります）
- ・6月下旬 第1期就学援助費支出
- ・9月下旬 第2期就学援助費支出
- ・12月下旬 第3期就学援助費支出